

MARINE STAR CORPORATION

4F KAWARAMACHI KT-BLDG. 3-3-7 KAWARAMACHI CHUO-KU

OSAKA 541-0048 JAPAN

TEL : 06-4706-1088 FAX : 06-4706-1164

お客様各位

2019年9月12日
マリーンスター株式会社

NEW ZEALAND 向け輸出貨物の検疫強化について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、私どもマリーンスターに格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
掲題に関しまして、ニュージーランドの第一次産業省(MPI)より日本から輸出される自動車、機械類に関して2019年7月22日に新たな衛生基準の発表がありました。該当貨物(自動車・機械・部品)にはクサギカメムシ(英語略称 BMSB)の除去が求められる事になります。2019年9月1日より2020年4月末までに輸出される物で車両や自走する機械類・それらに使用される部品の場合は、新品か中古かによって下記の通り対応が変わります。

*新品： *メーカーがニュージーランド第一次産業省 (MPI)に申請し、承認を得ていれば輸出可能。
同じ品物であればその都度申請は不要。

MPI への申請をしていない場合は、ニュージーランド政府が認可している業者による燻蒸または熱処理が行われていれば輸出可能。(要・証明書)

*中古品： * ニュージーランド政府が認可している業者による燻蒸または熱処理が行われていれば輸出可能。(要・証明書)

MPI に申請されておらず、燻蒸証明が提出出来ない貨物に関しましてはお引き受け出来ません。
ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い致します。

*お船積み予定の貨物が車両や自走する機械類、またはそれらに使用される部品類に該当するかの判断が難しい場合は、商品名と HS CODE に基づき確認を行いますのでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

弊社担当窓口：

横浜・東京積み：輸出業務部 筏、 小原 ikada@marine-star.co.jp, ohara@marine-star.co.jp

大阪・神戸積み：輸出業務部 寺川、坂本 terakawa@marine-star.co.jp, masa@marine-star.co.jp

敬具

新たな規制に関する詳しい詳細は、下記ニュージーランドの第一次産業省(MPI)のサイト内でご確認ください。

<http://www.biosecurity.govt.nz/news-and-resources/consultations/revised-import-health-standard-for-vehicles-machinery-and-equipment/>

以上